

令和4年4月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事に係る委託業務（建築設計・設備設計）における
総合評価一般競争入札試行要領の制定について

このことについて、次のとおり旭川市建設工事に係る委託業務（建築設計・設備設計）
における総合評価一般競争入札試行要領を制定しましたのでお知らせします。

1 総合評価落札方式の類型

簡易型（価格以外の評価項目として、業務の実施方針及び手法、企業の設計能力、技術者の能力、指名停止等）及び特別簡易型（簡易型の評価項目から業務の実施方針及び手法を除いたもの）の総合評価落札方式にて実施します。

2 評価項目の内容

評価項目の具体的な内容は、業務の実施方針、理解度及び取組意欲、設計業務実績、地域精通度、保有資格者、賠償責任保険の加入、専門分野ごとの技術者資格、設計業務の実績と携わった立場であり、それらを点数化します。（技術評価点）

3 評価方式

上記2の技術評価点に入札価格及び予定価格に基づき点数化した値（価格評価点）を加え、その値が最も高いものを落札者とします。（加算方式といいます）

4 対象業務

旭川市建設工事等総合評価審査委員会にて入札者の設計能力、技術者の能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められた建築設計又は設備設計に係る委託業務を対象とします。対象となった業務につきましては、各業務の入札公告にて総合評価落札方式で入札を行う旨を明示します。

5 試行開始時期

令和4年4月1日以降の入札公告から実施します。

詳細は旭川市建設工事に係る委託業務（建築設計・設備設計）における簡易型総合評価一般競争入札試行要領を参照してください。

6 その他

総合評価方式による入札においては、旭川市建設工事等低入札価格調査要領に基づく、調査対象業務となります。入札額が調査基準価格未満である場合は、落札決定を保留し、当該入札書を提出した事業者に事情聴取を行うこととなります。

(※低入札価格調査要領に基づく失格判断基準を下回る場合は失格となります。)